

令和6年度第4回一般機械器具等製造業専門部会議事録

1 開催日時等

日時 令和6年10月16日(水) 午前10時07分～午後0時05分
場所 徳島地方合同庁舎 5階会議室

2 出席者

(公益委員) 端村委員 撫養委員 米澤委員
(労側委員) 川口委員 辻 委員 坊野委員
(使側委員) 天野委員 森 委員 渡辺委員

3 議題

一般機械器具等製造業最低賃金改正審議について

4 議事

部会長

それでは、ただいまより本年度第4回「一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。事務局は委員の出席状況を報告してください。

事務局(室長)

本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の6名以上または各側委員の3分の1の各1名以上の出席で成立することとなっております。

本日は9名全員の委員が出席していますので、本部会が有効に成立していることを報告します。

部会長

ありがとうございます。

事務局は、本日の資料について説明をお願いします。あわせて、他県の状況についてもお願いします。

事務局(室長)

新たに発表された経済指標の資料について説明します。

資料1は、徳島経済レポートの483号が発行されましたので配布します。県内景況は「緩やかに回復している」とされております。

資料2は、職業安定業務統計速報になります。景況判断は、前月と同じで「求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やかに減少している。足元の経済情勢等が雇用に与える

影響には留意する必要がある。」とされております。

他県の状況ですが、北から、栃木が1,055円、プラス48円、石川が1,040円、プラス40円、長野が1,043円、プラス49円、大阪が1,127円、プラス57円、兵庫が1,087円、プラス52円、島根が1,068円、プラス58円、それから香川が1,092円でプラス52円となっております。以上になります。

部会長

ただ今の説明について質問等があればお願いします。

(なし)

部会長

では、本日、できれば改正金額の合意を目指して審議を進めたいと思いますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

まず、前回10月9日のご発言について確認をさせていただきます。

労側からは、金属労協所属の企業内最低賃金、高卒初任給、それから他県との差の話がございましたが、改定額1,072円、引上げ額52円の提示がありました。

使側からは、景気の先行きがよくないこと、大幅な引上げは経営の負担となること、徳島の一般機械特定最低賃金は全国的に見ても高いこと、目安額を基準には考えていないことなどから、改定額1,069円、引上げ額49円の提示がありました。

こちらでよろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

ありがとうございます。

労側がプラス52円、使側がプラス49円、現在3円の差があります。前回の提示額から変更はございますでしょうか。

今のところはどちらも。

(なし)

部会長

ありがとうございます。今のところは変わらずということ。

では、これからの審議の進め方ですが、例年、個別に審議を行うことが多いのですが、このまま全体会議にするか、公労、公使、あるいは労使で話し合いを行うか、どういたしましょうか。

■委員（労側）

公労、公使で。

部会長

公労、公使でやってみましょうか。公労から協議しましょうか。

二者協議の場所について、事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

二者協議の場所は、この会議室を使用します。協議に入らない側の委員の控室は、使側委員は4階の会議室を使ってください。労側委員は地下の会議室を用意してございます。

公労の協議ということで、使側委員は移動をお願いいたします。

（公労二者協議中）

（公使二者協議中）

部会長

それでは、審議を再開します。

公労、公使の話で、労側は52円変わらずということで先ほどお伝えした上に、使側のご意見は、金額的に50円でまとまるならばそこまでは譲ることは可能だけれど、それ以上は極めて困難、無理であるというところです。

また、神戸市、香川県は、製造業に特化した支援策が準備されていて、いろいろサポートもある上での最低賃金であるというようなご意見もありました。

これからですが、一度、労使でお話しされてみますか。

ここで間を取って51円とかでお願いしていこうかと、双方おっしゃるのなら、それで収めてみますし。

■委員（使側）

49円で始まっているようなお話になってますが、私たちとしたら、45円から始まっていると思っています。45円のもりで始めているので、できれば50円プラスでお願いしたいと思っています。駄目でしょうか。

■委員（労側）

歩み寄りはお互いと思うんで、我々も思ってた金額というものはあったので、そこからもう今50円台の話になっていますので、そこはお互いかなと思っています。厳しいのは非常に僕らも分かっていますので。

51円では難しいですか。もうこれだけ歩み寄っての話、厳しいのは分かってます。

委員（使側）

きっと歩み寄ってくださっているのだと思うのですが、45円からの出発なので、50円をお願いしたいです。もう1円プラスっていうのは考えられないですね。申し訳ないですけど。

先ほどもお話ししましたが、先週から1円プラス、2円プラス、どうかなって考えてる中、製造業のほうで、知り合いのところ2社が廃業したって聞いたんです。そこは、創業10年とかではなく、50年、60年してきた会社です。従業員も、多いときで40人から30人、コロナの時でも20人ぐらいの会社だったんです。そういうところが廃業したって聞いて、これだけ廃業とか、よくないっていう、仕事がないとかっていう話を聞いていたら、もう頑張っても50円。目安のところまでにしか無理と思いました。

また来年があるじゃないですか。石破首相は、20年代に最低賃金1,500円と言っています。数字をはじいたら、年に70円とか80円になると言われたら、もう来年、またその次のことを考えて、1年でもやっぱりこの金額でないと難しいと思ってます。

委員（労側）

今は50円と51円の話。51円なんですよ。

今、■■■■さんが51円でどうですかって提案をしてます。

今、目安の話が出たので、その目安が仮に70円、80円のとときに、当然のことながら、そのレベルは一般機械も上げていかなければいけないという感覚は当然ある。ただその差が、仮に地賃が70円上がって一般機械が69円というのは僕らは望んでなくて、そこは70円だったら71円とか72円を積んで行ってほしい。これはやはり産業の魅力を出すということだと思う。

何年か前に原内委員が言った、同じ金額で油まみれになる仕事、これはそういう仕事かしたいという子がいるのか分からないけど、一般の高校生に、油まみれで1,000円くれるのとコンビニのアルバイトで1,000円くれるなら、どっちしますかって言ったら、多分コンビニ行くだらうってね。■■■■さんでも、今まで定員を超える応募があったのに、松茂にそういうちょっときれいそうな電池を作る会社ができたら、そこに人が流れて定員割れをしたという話もある。魅力をつないでいくためには、それなりの賃金、今の子は本当に賃金しか見ないですから、高卒の子ですよ。大卒の子は、あれがしたい、これがしたいということがあるにしても、高卒の子を雇うとなったら、賃金を一番にみるってことを考えると、物づくりには魅力があるけど、賃金の魅力を支えていかなければと思います。目安よりは高いところを引き続き求めていきたいので、今51円を考えています。最終ね。今言われた厳しいことも理解しつつのところですよ。

部会長

使側さん、いかがでしょうか。

■ 委員（使側）

魅力を出す、ということとはよく分かってます。よく分かってるんですけども、年の前半がこれだけ悪くて、今ちょっと上向いてきたっていても、フル回転になってる状態ではないので、もうこの半年っていうか去年の秋からなので、もうお手上げ状態のところは次々あると思うんです。その中で、目安以上っていうのは、徳島では私は無理だと思ってます。

そちら側は大きい会社さんとこの労働組合とかの代表でいらっしゃいますよね。

■ 委員（労側）

そうですね、連合傘下の組合ですね。

■ 委員（使側）

だから、お仕事の状態もご存じと言ってくださってると思うんです。その中で、目安以上っていうのは、今の徳島では、私は無理だと思ってます。

■ 委員（労側）

僕の考え方ですけど、目安が今回50円だったじゃないですか。毎年この話してますけど、僕は特賃の意味というのは、最低賃金と同じではだめだというのは、多分皆さん一緒の認識だと思うんですよ。目安からではなくて、最低賃金の額と特賃の額が大事と僕は思うんですよ。40円から50円まで歩み寄ってもらったというのはすごく理解しますが、最低賃金の上げ幅から話をしたい。本音はね。でないと、今まで積み上げてきたこの特定最低賃金っていうところの意味というか、ここを大事にしていきたい中で、最低賃金からさあどこまでの話をしていきたいっていうのがあるんですけど、でも今のこの情勢の中で、ここまではいきなりは無理という中で、目安のところまで僕らの中では歩み寄ったと思うんですよ。

その中で、先ほども言われましたけど、高校を卒業した子が他の業種を見てしまうことはあると思うんですよ。松茂の電池の話が出ましたけど、淡路島でも、香川も高速を使ったら30分ぐらいで高松まで行ってしまいう中で、本当に思うのは52円で今日来ましたが、そうは言っても、全会一致でなければならぬっていうところを考えたら、51円で全会一致でどうなと思っています。

部会長

現状そういうところで、この現状で、労使の二者協議でさらに突っ込んで話を進めるのはどうでしょうか。

■ 委員（労側）

今、話しをしたこれ以上の進展はない気がするのだけれども。

部会長

あまり意味がないですか。

■ 委員（労側）

意味がないっていうか、それなりに双方が思いを伝えたとは思いますが。

■ 委員（公益）

それを検討する時間は要りますか。それぞれが、双方聞いてもらって、最後どうするっていう話をそれぞれが別々に内部で検討する時間は必要でしょうか。

■ 委員（労側）

今、下で話をしてきたことですので。

■ 委員（公益）

おっしゃるとおりと思うんですけど、使側の最後のご意見も聞いていただいて、労側の最後のご意見も聞いていただいて、もうこれで本当に51と50で歩み寄り難しいという話なのか、最終、双方でご検討いただいて、何かの答えが出るのか、あるいは二者協議ではもうこれ以上は進まないという話なんですかね。

■ 委員（労側）

公労、公使で話をした上で、公益の話も聞きたい。

■ 委員（公益）

なるほど。ということであれば、休憩して、労使それぞれで考えていただくのと、我々の考えをまとめるということでしょうか。

部会長

公益でも話したいので、時間を取りましょうか。

■ 委員（公益）

それでよろしいですか。

（異議なし）

（公益委員協議中）

(公労二者協議中)

部会長

それでは、再開いたします。

先に労側のほうに公益としての意見を伝えさせていただきました。公益としては、県内の経済事情の現状ですとかこれからの見通しとかその辺を鑑みて、同時に地賃の目安額である 50 円というのを考慮に入れるということで、50 円プラスということで労側には提示させていただきました。そうしましたところ、労側としても 50 円で構わないとご理解いただけました。

委員 (使側)

ありがとうございます。

部会長

あとこの場で何かご発言しておきたいようなところとかはありませんか。

委員 (使側)

これは特定最賃に関係ないことかもしれないですけども、製造業としてお願いしたいというのが、前回から言ってますように、国のほうが 1,500 円というのを目指すのであれば、本州四国連絡道路の橋の通行料と、それから先ほども言いましたけれども助成金とか補助金とか、中央と同じように上げていかなければいけないのであれば、そういう国からの助成も、都会、本州よりはプラスアルファという形でお願いしたいと思っております。

以上です。

他の方も、それぞれ会社、業界が違うので、要望だけでもお伝えしていただけたらどうでしょうか。

委員 (使側)

今回の業務改善助成金とかいろいろご対応いただいておりますが、一般機械であれば、引上げされるまでの期間しか申請ができないので、そういった部分については、国、徳島県としていろいろと対策を検討いただきたいのと、周知はいただいておりますが、まだまだご存じない方も多いので、そのあたりも引き続き対応いただけたらと思います。

委員 (使側)

業務改善助成金を、ただいま頑張っているところで、非常に複雑で、通常業務がありながら助成金申請業務というのは、急にお知らせいただいても、対応が結局、残業対応というか、非常に難しいというのが一番の当社の感想になります。私も今、ここに座ってますけど、会社に戻れば労働者側なので、今日いただいたご意見がすごく私も身につまされるというか、経営者に対してベースアップとかをお願いするほうになりますので、高校生がコンビニとあまりきれい

じゃない仕事を選ぶときにお給料だけで選ぶっていうのは、今、採用にも関わっているんで、身につまされる話でした。確かに1,000円と1,500円だと、1,500円の仕事をしたいと単純に高校生の方は面接に来てもおっしゃいます。それをどういうふうにこれから社員に伝えて、経営者のほうに伝えるかというのも、今回のやり取りの中で勉強になったので、持ち帰って社長にも伝えさせていただきたいです。

お気持ちが伝わりましたので、ありがとうございました。

部会長

長時間の審議、協議ありがとうございました。

これで労使が合意に至ったものと判断し、確認をいたします。

令和6年度の「徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の改正については、時間額を50円引上げ1,070円とする。適用除外については、従前と同じとする。ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

発効日についてはいかがいたしましょうか。

従前と同じで12月21日とするということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

ありがとうございます。異議がありませんので、この内容をもって最低賃金審議会会長宛ての専門部会報告といたします。事務局は専門部会報告の準備をしてください。

(報告書案を作成、配布)

部会長

それでは、事務局は専門部会報告案を代読してください。

事務局（補佐）

報告書案を代読させていただきます。

案。令和6年10月16日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子 殿

徳島地方最低賃金審議会 徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

最低賃金専門部会 部会長 撫養 佳孝

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日徳島地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員 端村亮、撫養佳孝、米澤和美

労働者代表委員 川口誠二、辻康晴、坊野靖仁

使用者代表委員 天野多栄子、森誠、渡辺敏江

別紙

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域、徳島県の区域
 - 2 適用する使用者、前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（メリヤス針製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
 - 3 適用する労働者、前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務
 - 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間 1,070円
 - 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - 6 効力発生の日、令和6年12月21日
- 以上となります。

部会長

この内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

確認いただきました当部会の報告は全会一致で決定されたものですので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、当部会の決議をもって審議会の決議とすることができる旨が第2回本審で決議されています。よって、直ちに専門部会報告の内容をもって局長宛て答申を行います。

答申文案の内容は先ほどの専門部会報告案と同じですので、ご確認ください。

よろしいですか。

(異議なし)

部会長

特に問題がないようでしたら、局長宛て答申を行います。

本日は局長がおられませんので、労働基準部長に答申文をお渡しします。

事務局は、答申後の手続について説明してください。

事務局

本日の答申に対する異議の申出に関する公示を本日付で行います。

異議の申出期間は、最低賃金法第15条第3項の規定により、公示日の翌日から起算して15日経過後の10月31日までとなります。

特定最賃につきましては、これまで異議の申出がなされたことはありませんが、異議の申出があった場合には、速やかに日程調整を行い本審を開催し、異議に対する審議を行っていただくことになり、その後に官報公示の手続を行い、異議申出がない場合には例年どおりの12月21日に、もし異議申出がなされれば、異議審議の日程にもよりますが、できるだけ早く発効できるよう事務手続を進めます。

なお、日本標準産業分類が改定され、本年4月より施行され、「百貨店」等の分類項目の新設のほか、「、」カンマが「、」読点に修正されています。

一般機械の「適用対象業種の範囲」の表示にカンマが含まれておりますので、この部分の改正が必要になっております。

カンマから読点への修正は、事務局において修正することとしており、具体的には官報に公示する際に、金額と効力発生日の修正だけでなく、適用対象業種の範囲の一部「カンマ」を「テン」に修正する改正を行うこととしております。

この一部改正の官報公示によって局長が改正決定をすることとしておりますので、ご了承ください。

また、答申の要旨の公示においても、カンマをテンに修正し、公示することとしております。

以上です。

部会長

各委員のご協力により、全会一致で結審することができました。改めて感謝申し上げます。
最後に、労働基準部長より挨拶をお願いします。

事務局（部長）

本来ならば局長からご挨拶を差し上げるところでございますが、代わりまして私からお礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、一般機械等製造業最低賃金の改正決定につきまして、全会一致での答申をいただき、ありがとうございました。本一般機械等製造業最低賃金につきましては、今後、異議申立て手続を経て、12月21日の発効に向けた手続を進めてまいる所存でございます。

私ども徳島労働局といたしましては、今後、決定される一般機械等製造業の最低賃金額につきまして、中小企業、零細事業者を中心に周知に努め、履行確保に万全を期してまいりたいというふうに考えております。関係労使の皆様におかれましても、本最低賃金の履行確保に向けて、それぞれのお立場での取組をお願い申し上げるとともに、今後とも労働行政に対しまして、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

誠に簡単ではございますが、結審に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

部会長

以上で閉会とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

（閉会）